

角田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年6月30日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 9 号
平成29年 6月30日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

小学校：角田、横倉、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根
中学校：角田、金津、北角田

3. 監査の期間

平成29年5月17日（水）から平成29年5月30日（火）まで

4. 監査の範囲

平成28年度における学校事務の執行及び物品・施設の管理状況等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費（学校徴収金等）の負担区分」及び「校内の安全管理」に係る事務処理の適正性に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、対象学校に出向いて学校事務担当者及び所管課職員から説明を聴取するほか、施設の管理状況については実地確認する方法により実施した。

6. 監査の結果

「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費の負担区分」及び「校内の安全管理」については、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。

(1) 校務を分担する主任等の設置について

「角田市立学校の管理に関する規則」に基づく校務を分担する主任等、必置規定の役職の配置の確認をしたところ、「司書教諭」の配置のない学校が見受けられた。司書教諭は学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条に基づくものであるが、特例措置により学級数が 11 以下の学校にあっては司書教諭を置かないことができるとしている。学校側は法定基準と認識していたために、齟齬が生じていた。市規則に定める基準が法律のそれを上回るものになっている。司書教諭は資格取得者に限られるため、養成には時間と費用が必要となる。法の趣旨と市の考え、効果等を比較考慮し、今後の取り扱いを検討するよう要望する。

(2) 備品等の管理について

公費により取得した備品については台帳を備え、適切に管理されていたが、寄附により取得した備品等については、一部寄附採納手続きが行われないうまま使用されているものがあつた。関係例規に基づき適切に処理するとともに、所管課においても周知徹底及び指導監督するよう要望する。

(3) 学校徴収金について

学校徴収金等の私費と公費の負担区分や徴収目的が妥当なものかを確認したところ、負担区分の考え方に疑問が残るものがあつた。教育課程の実施に必要な経費は、原則として公費負担とすることが望ましいが、学校・家庭いずれでも使用できる教材・教具等で児童生徒の所有になる経費や、直接的利益が児童・生徒個人に還元される経費は私費負担とすることが望ましいと判断する。教育委員会では学校徴収金取扱指針を定め、事務処理や現金の取り扱いについては標準となる手続きを示しているが、その使途、負担区分及び徴収する金額についての定めはなく、各校の取り扱いが様々である。統一的な取扱基準の提示や具体的な例示が必要と思われるので、今後、検討するよう要望する。

(4) 校内の安全管理について

① 遊具の安全点検結果とその対応について

対応については、すべての学校で遊具の定期点検を月に 1 回、複数の職員で実施していることを確認した。また、危険遊具については使用禁止の措置が施されており、安全管理については徹底していることを確認した。遊具は児童にとって遊びだけでなく、気分転換や学びのツールであることを踏まえ、遊具の計画的な撤去及び更新に配慮するよう要望する。

② 理科室における薬品の管理状況について

理科薬品の管理状況を確認したところ、保管については全学校において施錠管理されていたが、薬品管理簿を保有していない学校や、管理台帳はあるものの、薬品の使用量・在庫量などの記載が不十分であり、適切な管理とはいえない学校があつた。理科薬品には毒物や劇物が含まれていることから、国のガイドラインに基づき適切に管理されるよう要望する。